（共済事業の運営に関する措置）

第百六十七条　（略）

一～五　（略）

六　共済契約の更新時において共済掛金その他の契約内容の変更をしないことを約しない共済契約の募集に際して、共済募集人が、共済契約者に対し、当該更新後の共済契約について、共済掛金その他の契約内容の変更をする場合があることを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

七　基礎率変更権（共済契約締結時の共済掛金計算の基礎となる共済事故の発生率（以下この号及び次号において「予定発生率」という。）について、実際の共済事故の発生率（以下この号及び次号において「実績発生率」という。）が共済契約締結時の予測と相違し、又は今後明らかに相違することが見込まれるため、予定発生率を変更して共済掛金又は共済金の額の変更を行う権利のことをいう。以下この号において同じ。）を第五十五条第一項第二号に掲げる事項として定める第三分野共済の共済契約の募集に際して、共済募集人が、共済契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

イ　共済契約の内容を変更する場合の要件（基礎率変更権行使基準（予定発生率に対する実績発生率の状況を示す指標を基に、基礎率変更権を行使して法第四十条第五項の規定に基づく認可を申請する場合の基準をいう。以下同じ。）を含む。）、変更箇所、変更内容及び共済契約者に内容の変更を通知する時期

ロ　予定発生率の合理性

八　前号に定める第三分野共済の共済契約に関し、共済募集人が、一年ごとに、共済契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付するための措置

イ　基礎率変更権行使基準の該当の有無

ロ　基礎率変更権行使基準に規定する予定発生率に対する実績発生率の状況を示す指標の推移

ハ　その他基礎率変更権行使基準の該当の有無に関し、参考となる事項

九　（略）

（責任準備金の積立て）

第百七十九条　（略）

2・3　（略）

4　（略）

一　第百六十六条の三第一号に掲げる共済リスクに備える異常危険準備金

二　第百六十六条の三第一号の二に掲げる第三分野共済の共済契約に係る共済リスクに備える異常危険準備金

三　（略）

5　（略）

（共済計理人の選任を要しない組合の要件）

第百九十条　（略）

一　（略）

（共済事業の運営に関する措置）

第百六十七条　共済事業を行う組合は、法第五十条の六の規定により、その共済事業に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一～五　（略）

（新設）

（新設）

六　（略）

（責任準備金の積立て）

第百七十九条　（略）

2・3　（略）

4　異常危険準備金は、次に掲げるものに区分して積み立てなければならない。

一　共済リスクに備える異常危険準備金

（新設）

二　（略）

5　（略）

（共済計理人の選任を要しない組合の要件）

第百九十条　法第五十条の十一第一項の厚生労働省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

一　（略）